

2020年4月1日から

ご存じ
ですか?

原則

屋内禁煙

になります

※行政機関・医療機関などは敷地内禁煙です

健康増進法の改正により、
望まない受動喫煙を防止
するための取り組みは

「マナー」から
「ルール」に
変わります。



多くの人(客・従業員含め2名以上)が利用する施設はすべて対象です
個人の住宅、ホテル・旅館の客室など、居住に提供される場所は適用除外です。飲食店の一部には経過措置があります。

一定の基準を満たす「喫煙専用室」又は「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置することが可能となっています。※これらを推奨するものではありません。

① 喫煙専用室設置



② 加熱式たばこ専用喫煙室設置



上記①②のほか、飲食店は一定の要件のもと喫煙可能室・喫煙目的室の設置が可能

〈法改正の詳細は厚生労働省ホームページへ〉 <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

受動喫煙

検索

喫煙室を設置した場合、以下の義務があります

標識例



- 施設の出入口及び喫煙室の出入口に標識の掲示が必要
(記載事項が定められています)
- 広告・宣伝の際には、喫煙室設置施設であることを明瞭かつ正確に表示する(喫煙専用室は除く)
- 以下の喫煙室外への煙の流出防止措置が必要
喫煙室設置の技術的基準【以下のすべてを満たす必要があります】
 - ★喫煙室の出入り口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上あること
 - ★喫煙室からたばこの煙が室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
 - ★たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること
 ※管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合のみ、
「脱煙機能付き喫煙ブース」(基準あり)を設置することも可能とされています。(経過措置)



20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアへの立入禁止



20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア(屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備)へは立入禁止となります。また、たとえ従業員であっても立ち入らせることはできません。

※管理権原者:施設における設備改修等の方針の判断や決定を行う立場にある者

そのほか施設の管理権原者には以下の義務が課せられます

- 喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等の設置をしない
- 喫煙室を設置した場合、上記の技術的基準に適合するよう維持する
- 喫煙場所(屋外も含め)を設ける場合は、受動喫煙が生じない場所にするよう配慮する

義務違反者に対しては、最大50万円の罰則(過料)が課せられることがあります

※まず指導・命令等を行い、改善が見られない場合に適用します。

国による支援措置があります

- 各種喫煙室の設置等にかかる財政支援制度(助成率は経費の2分の1(飲食店は3分の2)、上限100万円)※一定の条件があります
詳しくは、厚生労働省ホームページ又は高知労働局(電話:088-885-6023)まで
- 喫煙室設置等の技術的な相談(無料) 電話:050-3537-0777 ●測定機器の貸出し(無料) 電話:03-3635-5111

◎ご相談は、管轄の福祉保健所・保健所へ◎

相談窓口	電話番号	所在地	所管する市町村
安芸福祉保健所	0887-34-3177	〒784-0001 安芸市矢ノ丸1丁目4-36	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東福祉保健所	0887-53-3172	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1128-1	南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村
中央西福祉保健所	0889-22-1247	〒789-1201 高岡郡佐川町甲1243-4	土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
須崎福祉保健所	0889-42-1875	〒785-8585 須崎市東古市町6-26	須崎市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
幡多福祉保健所	0880-34-5120	〒787-0028 四万十市中村山手通19	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
高知市保健所	088-803-8005	〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-45	高知市